

## 1. 9月補正予算案について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と、傷ついた社会経済活動の再開との両立を図るための予算として、現在求められている医療検査体制の充実・強化、感染防止対策の徹底、雇用・経済緊急対策、WITHコロナ時代の地域活性化の4本の柱建てで編成されており、時宜にかなった予算と評価する。

## 2. 新たな危機管理下における業務継続計画の推進について (1)

本府においては、平成21年に策定した京都府業務継続基本指針に基づき、地域防災計画、新型インフルエンザ等対策行動計画など、現場での危機管理マニュアルを策定してきたが、新型コロナウイルス感染症が発生し、府民への生命及び健康に重大な影響を与えている。府民の生命、健康、生活を守るためには、本府と医療機関等との連携体制が重要と考えるが、新たな危機管理下における業務継続計画の推進に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい

### 質問要旨

(1) 新型インフルエンザ等対策行動計画については、今回の新型コロナウイルスの発生に伴い新たな課題への対応が必要であるため、当該計画の一層の強化・充実や、総合的危機管理指針、業務継続基本指針の改定・強化、現場でのマニュアルの改訂が必要と考えるがどうか。

### 答弁

山口議員のご質問にお答えいたします。

山口議員におかれましては、ただいまは会派を代表されまして、今回の補正予算案に対しまして評価をいただき、厚くお礼を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策行動計画等の充実・強化についてであります。

新型インフルエンザ等対策行動計画は、鳥インフルエンザやSARS等の経験を踏まえて、平成17年12月に策定をし、その後、新たな感染症に対応するため25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法を踏まえ、同年7月に改訂をいたしました。

今回の感染症対応につきましては、本行動計画をもとに、速やかに対策本部を設置し、帰国者・接触者相談センターの開設をはじめ、保健環境研究所における京都市と連携した検査体制の整備など、速やかに実施してきたところでございます。

一方、現行の行動計画では想定しない課題といたしましては、入院病床を確保するために、陽性者の8割を占める無症状や軽症者を隔離するための宿泊療養施設の確保が必要となったこと、感染の急激な拡大に対しては、積極的疫学調査等を行う保健所等の体制が不十分であったこと、地域によって陽性者の数や受入体制に差があり、迅速な入院調整が求められたこと、マスクやガウ

ン等の個人防護具の多くが海外で生産されていたため、供給不足が生じたことなどが明らかになったところでもあります。

さらに、今後明らかになる課題を含めて検証を進め、新たな感染症にも対応できるより実効性のある計画に改訂してまいりたいと考えております。

そして、今回のように感染症が拡大し、長期化していく時期に、大型台風や豪雨といった自然災害や重大事故などが同時に発生した場合の対応力は大変重要でございます。このため、様々な危機事象の基本的対応方針等を定めた京都府総合的危機管理指針や京都府業務継続基本指針などの改訂も検討してまいりたいと考えております。

さらに、指針と併せて、現場のマニュアルについても改訂を行い、新たな感染症と大災害といった重大な危機が生じた場合においても、応急対応業務と重要継続業務を両立させながら迅速に全庁が連携して対応できる体制を整えてまいりたいと考えております。

---

## 2. 新たな危機管理下における業務継続計画の推進について (2)

---

### 質問要旨

(2) 本府の地域医療の特性を勘案したBCPを医療機関が策定するよう、本府が先導して推進する必要があると考えるがどうか。また、そのBCPが実効性を持つよう、新たに開発された新薬の備蓄や、医療機関や従事者に対する医療資器材の整備、研修・訓練等の支援が必要と考えるがどうか。

### 答弁

次に、医療機関におけるBCPについてでございます。

医療機関における業務継続計画、いわゆるBCPについては、主に自然災害等の場合に診療機能の維持継続や早期回復を図るための行動計画であり、平成31年3月までに府内13カ所の全ての災害拠点病院において策定をされております。

しかしながら、その他の医療機関での策定は16%と進んでおらず、これらの医療機関へBCP策定の取組を広めるため、平成29年度以降、毎年、BCP策定のための研修を開催しているところでございます。

今回の新型コロナウイルス感染症は、接触感染であることから、医療機能を維持するためには防護服が必要であるにもかかわらず、感染ピーク時の3月から4月にマスクやガウン等が不足する事態となったほか、医療従事者の感染や病院内感染が発生したことにより、救急や新規の入院患者の受入れ、一般の外来診療などが数日間から2週間程度中止をされ、近隣の医療機関が補完することで地域医療を維持するといった事態もございました。

こうした経験を踏まえ、医療従事者の感染や院内感染等が発生した場合でも事業が継続できるよう、新たな危機への対応を盛り込んだBCP策定の取組が必要と考えております。

さらに、これらのBCPの実効性を確保するためには、必要な医療資器材や開発された新薬を保持し、医療機関としての機能の維持や医療従事者の安全を確保することが必要でございま

す。

このため、京都府医療資材コントロールセンターにおいて、不足する医療資材を計画的に確保し、配布、備蓄を進めるとともに、保健所を中心に、医療機関や地区医師会、市町村、消防などが参画する地域災害医療連携協議会において、新たなBCPに沿った情報共有や災害対応の研修・訓練を地域ぐるみで行うなど、感染症も含めた地域の災害対応力の強化を図ってまいりたいと考えております。

---

### 3. 行政の情報化推進について (1)

---

#### 質問要旨

本府は、従来から電子府庁の推進を図り、内部管理業務では財務会計システムや予算編成システムの導入を行うとともに、行政手続のオンライン化及び府民への窓口一元化と合わせた業務効率化では、電子申請や電子申告の導入、添付書類の削減・廃止、府民との情報共有ではワンストップコールセンターの整備、情報共有基本システムの構築などを行ってきたが、行政の情報化推進に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) これまで進めてきた電子府庁推進プロジェクトの進捗状況と、府民サービスの向上にどのように貢献したかという点での評価はどうか。

(2) 新型コロナウイルスが広がる中、給付金や助成金などの申請が膨大となり、各自治体におけるオンライン手続の実施にも不具合が生じた。今後、行政手続のオンライン化を原則とした迅速化や、新たな事象を想定した危機管理としての行政デジタル化も推進する必要がある、IT基本法の改定も踏まえ、本府の新たなデジタル化計画を策定すべきと考えるがどうか。

#### 答弁

次に、行政の情報化推進についてでございます。

ICTの活用により、行政サービスの利便性や質の向上を図り、併せて、業務の簡素化・効率化を進めていくことは、行政運営の重要な課題でございます。

このため、平成16年度から電子府庁推進プロジェクトに取り組み、行政手続のオンライン化に関しましては、法律等に基づく48の手続において電子申請が可能となるとともに、府内180の公共施設でオンライン予約が可能となるなど利便性の向上に効果があったと考えております。また、総務事務システムを導入し、庁内業務の簡素・効率化を図ることにより、内部管理部門から府民サービス部門への人員のシフトが可能となり、より質の高い行政サービスの提供につながっております。

更に、電子申請システムや、公共施設案内予約システムなどについては、府内市町村と共同でシステムの開発・運用に取り組み、業務の効率化、コストの削減といった効果が現れております。一方、スマートフォンの普及やAI技術の登場により、ICTの活用は更に進み、そうした技術が電子決済など生活のあらゆる分野に活用される「スマート社会」が現実のものとなっております。こうした状況から、これまでの府庁におけるICTの活用という視点だけでは、今後は十分な対応ができないと考え、本年3月、オール京都で取り組む「京都府スマート社会推進計画」を策定いたしました。

この計画では、行政サービスや事務をデジタル社会にふさわしいサービスに見直していただくだけではなく、府民誰もがデジタル化の恩恵を受けられるよう、防災、農林水産業、モビリティなど6つの分野で、官民連携してICTを活用したスマート化を実施していくこととしております。

議員ご指摘のとおり、国においては、新型コロナウイルス感染症がもたらす社会や価値観の変容を受けて、7月に閣議決定されました新たなIT戦略において、「一極集中から分散へ」、「迅速に危機対応できるしなやかな社会へ」といった視点が掲げられており、IT基本法もこうした観点から抜本的見直しが行われるものと考えております。

今後は、「京都府スマート社会推進計画」が、WITHコロナ・POSTコロナ社会への対応という視点では十分な検討をしていなかったこともあり、国における法改正の動向を注視しながら検証を進め、時代に応じたデジタル化計画となるようにしてまいりたいと考えております。

---

### 3. 行政の情報化推進について (2)

---

#### 質問要旨

(3) 今回のコロナ禍を機に、府職員の在宅勤務が拡大されたが、今後、平時においても継続して業務のリモートワークを実施するのか。また、実施するのであれば、セキュリティや一律でない作業環境の問題、チームワークやモチベーションの問題など、様々な課題に向き合い、効果的かつ府民の理解を得られるような環境整備も含めた体制を構築すべきと考えるがどうか。

#### 答弁

次に、職員のリモートワークの実施についてであります。

京都府においては、これまでから出張先で職場同様に仕事ができるモバイルワークを導入するとともに、昨年度から対象を限定して在宅勤務を開始をしておりますが、この3月からは新型コロナウイルス感染症への対応策として、全職員を対象に、期間を2週間に拡大して取り組んだところでございます。

この在宅勤務について職員アンケートを実施したところ、「働きやすかった」と回答した職員は3分の1に止まり、係長・所属長は、約半数が業務効率が低下したと感じている反面、庁内システムに繋がる端末の配備が進めば、6割の職員が在宅勤務の活用を希望しており、在宅勤務のニーズは高いものと考えております。

今後、更に、在宅勤務を活用していくためには、クラウド活用などの執務環境の整備、業務マネジメントの確立などを一層進めていく必要がございます。

また、今回のコロナ禍でのリモートワークの実施により、通勤時間の削減など、ワーク・ライフ・バランスの実現に資する効果も確認できたことから、今後、平時においても推進していく必要があると考えております。

このため、リモートワークの推進に向けては、災害対応業務などリモートでは対応が難しい業務と選別した上で、在宅勤務時の職場の業務運営体制や職員の勤務条件の確保などについて十分点検・検討してまいりたいと考えております。

---

## 4. 女性活躍の推進及びひとり親家庭の支援について

---

### 質問要旨

政府において「女性活躍加速のための重点方針 2020」が決定されるなど、女性の働く環境整備は重要な取組であり早期に推進すべき課題であるが、同時に、喫緊の課題は困難を抱える女性への直接的な支援策の強化と考える中、女性活躍の推進及びひとり親家庭の支援に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

- (1) アフターコロナ、WITHコロナの時代における、女性活躍を一層推進するための課題と、その基本方針はどうか。
- (2) 女性活躍を阻む一つの要因として、母子世帯の就労、賃金、養育費の未払いなどによる困窮状態がある。第2次京都府子どもの貧困対策推進計画でも、子どもの貧困の実状を明らかにし、適切な対策を講じるための実態把握の調査研究を行うとしているが、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、早期に母子世帯の実態把握を行い、適切な施策に繋げる必要があると考えるがどうか。
- (3) 母子世帯は4人に1人しか離婚後の養育費を受けていない実態があり、国も、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための「親支援講座」や、地方自治体が行う養育費の履行確保等のための先駆的な取組に対する補助事業を実施している。ひとり親が養育費の不払いに対して泣き寝入りしないよう、子どものためにも、ひとり親支援や養育費の確保に取り組むべきと考えるがどうか。

### 答弁

女性活躍の推進についてでございます。

京都府では、男性も女性も誰もが活躍できる社会を目指し、男女共同参画の推進に取り組んでまいりました。

その結果、女性就業者数の増加などの進展は見られるものの、方針決定の場への女性の参画が進んでいないこと、暴力の根絶や困難を抱える女性への更なる支援が必要であることなど、今後も継続して取り組むべき課題も残されております。

このため、京都府男女共同参画審議会でご議論いただきながら、「KYOのあけぼのプラン」の改定に向けて検討してきたところでございます。

その検討の段階におきまして、新型コロナウイルス感染症という新たな問題が発生し、学校の休校措置、外出自粛、店舗の営業自粛などによって、女性の家事や育児等の負担がますます集中したほか、女性の非正規雇用者が解雇や雇い止めに追い込まれ、とりわけ母子世帯が困難に直面している状況にございます。

一方で、テレワークの拡大で通勤時間が減少し、女性が多様な働き方を選択できるようになり、また、女性の視点で身近な課題を解決するための新規事業が創出されるなど、新たな可能性も見えてきたところでございます。

このため、「KYOのあけぼのプラン」の改定に当たっては、コロナ禍で生じた社会の変化を踏まえながら、改定案の検討を進め、12月には中間案を取りまとめる予定としております。

京都ならではの産学官のオール京都体制の枠組みを活用し、WITHコロナ・POSTコロナ社会においても、あらゆる分野で女性の活躍が進むよう取り組んでまいりたいと考えております。次に、母子世帯等の実態把握についてでございます。

平成28年度に実施した実態調査によりますと、48.2%の母子世帯が非正規雇用であり、実質的な平均収入も259.7万円と父子世帯と比べ約145万円低い状況にあり（平均収入403.3万円）、今回のコロナ禍における経済的な影響が懸念されるところでございます。

こうした中、京都府ひとり親家庭自立支援センターでの相談や市町村での児童扶養手当の継続手続の際に、

- ・勤務先の休業や勤務時間の短縮で収入が減少した
- ・収入減に伴い、家賃の支払いが滞っている

など、新型コロナウイルス感染症による影響についてお聞きした上で、一人ひとりの状況に応じて生活福祉資金の緊急貸付制度や家賃支援制度などの支援に結びつけております。

さらに、国の第2次補正予算で制度化されたひとり親家庭臨時特別給付金につきましては、できるだけ早く給付できるよう、市町村と調整を行い、8月下旬から給付を開始されたところでございます。

しかしながら、母子世帯は依然として経済的に厳しい状況にあることを踏まえて、生活福祉資金の期間延長に伴う予算を今議会に提案するとともに、それに伴う財源措置を国に要望し、交付の内示を受けたところでございます。

次に、養育費についてでございます。

議員ご指摘のように養育費を十分に受けられないことが母子世帯の貧困の要因の一つと言われており、養育費の確保は母子世帯の子どもの健やかな成長のため重要であると考えております。そのため、京都府では、平成28年度から離婚に伴う手続や養育費などの弁護士相談（円35件（うち養育費にかかる相談17件）を開始し、離婚に伴う財産分与の方法や養育費を確実に受けとれる公正証書の作成などを助言するとともに、元家裁の調査官による養育費に関する講演会などを開催しているところでございます。

これまでから国に対して養育費が確実に支払われるよう実効性のある新たな仕組みづくりを求

めてきたところ、本年6月から、国におきまして、養育費不払い問題の解消に向けた強制的な徴収制度の創設などの検討が開始されたところでございます。

こうした国の動向を見極めながら、母子世帯をはじめとする困難な課題を抱える女性がコロナ禍におきましても生き生きと暮らし、幸せを実感できるよう支援して参りたいと考えております。

## 5. 児童虐待対策の強化・推進について

### 質問要旨

昨年に虐待の疑いで警察が児童相談所に通告した子どもは、全国で98,222人に上り過去最多を更新するとともに、府内でも相談件数は前年度比23.8%増の5,240件となり4年連続で過去最多となった。本年4月から親権者などによる体罰を禁止する「改正児童虐待防止法」と児童相談所の体制整備を定めた「改正児童福祉法」が一部施行される中、児童虐待対策の強化・推進に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

- (1) 府内における虐待種別は心理的虐待が最も多く、次に身体的虐待、ネグレクトであり、虐待を受けた子どもの4割は未就学児、次いで小学生、中学生の順となっている。虐待者は実母、実父で9割を占め、学校休業に伴う自宅で過ごす時間の増加、自粛、外出禁止のストレスによる家庭内の変化によって、DVが世界的にも増加しているとの指摘もあり、背景を注視する必要があると感じるが、本府のコロナ禍における児童虐待の実態はどうか。
- (2) 児童相談所の設置を促進し、増加する児童虐待事案等に対応するため、2023年4月には、人口、地理などを参考に都道府県が児童相談所の管轄区域を定められるようになるとともに、国は、自治体が児童相談所を新增設する際の設置費用の国負担を5割から7割に引き上げ、一時保護所の整備に係る費用や職員増員の地方財政措置も拡充したが、府内の児童相談所の増設も含めた、施設及び職員の拡充の体制強化はどうか。
- (3) 関係機関との連携強化について、国では児童相談所間での情報共有システムの構築や婦人相談所との連携も進めているが、本府における、京都市との連携、増加するDV事案などとの関連も含めた警察との連携、教育機関との連絡・協働について、今後の在り方はどうか。

### 答弁

次に、児童虐待対策の強化・推進についてでございます。

コロナ禍における児童虐待につきましては、京都府児童相談所における相談件数が、年々増加傾向にあるものの、本年4月から7月までの件数は、約850件と前年同期と比べ、ほぼ横ばいの状況となっております。

虐待種別としては、心理的虐待が6割と最も多く、父親または母親からの虐待が9割を占め、対象児童は就学前が4割と前年同期と比較して相談内容に大きな差は見られませんでした。

また、一時保護した児童数は、前年同期と比較すると、この4月から7月の間はやや減少するものの、保護日数は、平均17.6日から21.7日と長期化の傾向が見られるところでございます。一方、DV相談件数は、特別定額給付金に関する相談や、長期間一緒にいる中で「夫の言動が気になる」などの軽微な相談が増えてきており、前年同期と比較して約20%増加しているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の流行が長引く中で、相談されるべき事案の潜在化や、親子で家庭にいる時間が長くなること等による児童虐待のリスクの高まりも懸念されることから、各機関と連携して家庭訪問や電話等による丁寧な安全確認などに努めているところでございます。

次に、児童相談所の施設及び職員の体制強化についてでございます。

児童相談所の設置につきましては、児童福祉法の改正により、令和5年4月から、地理的条件、人口、交通事情等を参酌するよう明文化されたところでございます。京都府においては、南部地域の児童人口や虐待相談件数の増加を受け、平成25年度に新たに京田辺支所を開設し、より迅速に、きめ細かく虐待に対応できる体制を確保したところでございます。

また、一時保護所については、福知山児童相談所において、本年6月、男女別にして個室化するなど生活環境の充実を図ったところでございます。

職員の体制強化につきましては、児童相談所における専門人材の確保・育成が重要であることから、平成29年度から児童福祉司などの専門職を19名、大幅に増員するとともに、各児童相談所に配置している9名のスーパーバイザーにより、困難事例にも対応できるよう育成し、その体制強化に努めております。

次に、関係機関との連携強化についてであります。

児童虐待が増加する中で、児童相談所においては、一時保護や立入調査、警察と連携した臨検など専門性の高い支援を担い、市町村においては、保育所・学校と連携し、見守りや日常的な継続的支援を担い、相互に情報共有を行いながら対応しているところでございます。

このため、関係機関相互の連携、情報共有が重要であることから、平成30年10月、京都府、京都市、警察の3者で情報共有にかかる協定を締結し、児童相談所と警察が臨検・搜索の合同訓練を行っているところでございます。

さらに、DV家庭においては、子どもへの暴力も同時に行われていることも多いため、昨年度末には、児童虐待・DV防止連携推進員を各児童相談所に配置し、市町村や教育委員会、警察とも十分な連携を図り、虐待の再発防止に向けた支援に取り組んでいるところでございます。

今後、WITHコロナ・POSTコロナ社会において、府民一人ひとりの行動変容が求められる中で、親の働き方や子育てなど、子どもをめぐる家庭や社会環境が大きく変化することから、本年10月に設置予定の「児童虐待防止強化対策検討会（仮称）」において、児童人口や地域性に対応した児童相談所の設置数やその体制のあり方、民間団体を含む関係機関との連携強化などについて、有識者の御意見をお聞きし、児童虐待防止対策を強化してまいりたいと考えております。